

小規模企業共済のおすすめ！！

事業主の退職金制度、小規模企業共済をご存知ですか？

退職後の資金や、老齢の資金に活用して下さい。

大垣青色申告会事務局（電話 78—6808）で取り扱っていますので、新規契約・増口・減口などは事務局までご相談下さい。

《 制 度 の 特 徴 》

掛金は全額所得控除（所得税・住民税）

当初申込：月掛最低 1,000 円～最高 70,000 円（500 円きざみで自由に選択）

掛金は、全額、所得税や住民税の所得控除とすることができます。

増額や減額もできるの…？

その時の経営状態で、掛金を増額したり減額（理由：経営悪化・病気等）したりできるので安心です。

共済金の受取方法は…？

- ①掛金をして 6ヶ月以上経過して廃業した場合は、掛金は全額戻ります。
中途解約の場合、掛金以上の額が戻るのは 20年(240ヶ月)以上掛けた場合です。
ポイント：解約は損です。できれば掛金 1,000 円でも継続が望ましいのです。
- ② 15年以上掛金を納付して 65歳以上であれば、在職中でも老齢給付金を請求できます。（老齢給付＝公的年金等の雑所得）
- ③共済金は退職金として一括受取りするほかに、分割でも受取れます。また、一括と分割の併用も可能です。
分割は 10年分割と 15年分割のいずれかを選択します。
分割条件：①共済金の支払額が 300 万円以上
②共済事由が生じた日に、満 60 歳以上

共同経営者としての配偶者専従者および事業後継者の方の加入要件

- ① 個人事業主が小規模企業者であること。
- ② 事業主と共同経営契約書を締結していること。（記載様式があります）
- ③ 共同経営者として報酬を受けていること。（専給・給料等）

※詳しいことは事務局までお尋ね下さい。